**今後の府立高校のあり方等について**

**中間報告**

**令和３年８月２７日**

**大阪府学校教育審議会**

**目次**

中間まとめにあたって 1

第１章　府立高校等を取り巻く現状と課題について 2

１　公立中学校卒業者の推移等 2

(1)公立中学校卒業者数の推移と現行制度における公立高等学校入学者選抜の状況 2

(2)支援学級に在籍していた中学校等の卒業生の進路及び府立高校に在籍する「障がい等により配慮を要する」生徒の状況等 3

２　府立高校等の課題及び取組み状況 6

(1)府立高校における課題 6

①府立高校（全日制）における不登校や中途退学の状況 6

②府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する状況 7

③府立高校から児童相談所等への通告に関する状況 7

(2)府立高校等の取組み状況 8

①府立高校における不登校や中途退学の未然防止の取組み状況 8

②エンパワメントスクール（ES）の取組み状況 8

③府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する取組み状況 9

④府立高校におけるセーフティネットを担う取組み状況（SSWの配置） 9

⑤自立支援コース等における取組み状況 10

⑥府立高校における通級による指導の状況 11

⑦府立支援学校のセンター的機能の取組み状況 11

３　府内高校卒業者（全日制・定時制）の進路と就職内定率の状況 12

第２章　府立高校のあり方等について　～公平性の観点から～ 14

１　全体を通しての考え方 14

２　生徒のニーズに応えていく就学機会の確保 14

３　生徒の多様性に対応した学習・支援機能の充実 16

４　卒業後をみすえた進学・就職等の支援 18

後半の審議に向けて 20

# **中間まとめにあたって**

本年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」においては、社会変化が加速度を増し、複雑で予測困難となる中、子どもたちの資質・能力を確実に育成することが必要であるとうたわれている。また、「個に応じた指導」を学習者視点から整理した概念である「個別最適な学び」と、これまでも「日本型学校教育」において重視されてきた「協働的な学び」とを一体的に充実することをめざしている。さらに、我が国の学校教育には、一人一人の生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるよう、その資質・能力を育成することが求められている。

大阪府では、これまで大切にしてきた、違いを認め合い、子ども一人ひとりの力を伸ばす教育をさらに発展させるとともに、大阪の子どもたちが次代の社会を担う自立した大人となっていけるような力をはぐくむべく、「『大阪の教育力』向上プラン」や「大阪府教育振興基本計画」等に基づき、府立高校において「公平性」、「卓越性」の両立と「多様性」の確保を追求してきた。この間、生徒や保護者の多様なニーズに対応すべく、グローバル人材の育成をめざすグローバルリーダーズハイスクールの指定、普通科における多様な専門コースや総合学科等の設置、「わかる喜び」や「学ぶ意欲」を引き出し、しっかりとした学力と社会で活躍できる力を身に付けるエンパワメントスクールの設置など府立高校の改革と特色づくりを進めるとともに、日本語指導が必要な生徒への支援やスクールソーシャルワーカーの配置などセーフティネットの機能を充実してきた。また、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本に、障がいのある生徒への支援が、その生徒の未来を切り開くだけではなく、共生社会の実現にも資することをめざし、知的障がいのある生徒が高等学校で学ぶ「知的障がい生徒自立支援コース」等の制度化や、「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」等に基づく教育環境の確保を推進してきた。

しかし、急激な少子化が進行する中、府立高校における学区制の撤廃等により府立高校間で受験者の流動化が活発となったことや、各校の特色についての理解が十分浸透しなかったことなどから、府立高校の入学者選抜においては、志願倍率の高い学校で不合格者が多数発生している一方で、志願倍率が低く募集定員に満たない学校の増加や偏在化が進むなど、二極化の状況が生じている。また、支援学級に在籍する中学校等の生徒が全日制等の高校に進学する傾向は全国に比べて顕著であり、府立高校に在籍する知的障がい等支援を要する生徒が増加する一方、必要な支援が十分行き届いていない状況がある。

本審議会では、諮問を受けて、大きく公平性・卓越性・多様性の3つの観点から、生徒の多様性を踏まえた府立高校のあり方を中心に、支援学校も含めた府立学校の全体像を審議していくこととしている。また、会期の前半で主に公平性を、後半で主に卓越性・多様性を審議することとしており、これまで、「公平性」に関して、家庭の経済状況や障がいの有無等に関わらず、教育の機会均等をどのように確保していくのか、教育の質の向上をどのように図っていくのかという観点から、データを基にした現状や課題、外部有識者の意見等を踏まえつつ客観的に審議を行うとともに、支援学校における課題や、府立高校卒業後の進路支援についても同様に審議を重ねてきたところである。

このたび、前半の審議がとりまとまったことから、中間報告として公表することとした。

今後、本審議会では、最終的な答申のとりまとめに向け、引き続き検討を進めていく。

# **第１章　府立高校等を取り巻く現状と課題について**

本章では、今後の府立高校のあり方等を検討するにあたり、府立高校や府立支援学校（以下、「府立高校等」という。）を取り巻く現状や課題について確認していく。

## **１　公立中学校卒業者の推移等**

### **(1)公立中学校卒業者数の推移と現行制度における公立高等学校入学者選抜の状況**



図１：府内公立中学校卒業者数の推移と将来推計



表1：現行制度における公立高等学校入学者選抜の状況

ここ10年間の公立中学校の卒業者数については、H23年度選抜からH26年度選抜にかけて増加したものの、H26年度選抜の77,316人をピークに減少し続け、R2年度選抜では68,590人に減少した。この傾向はその後も続くと推測され、R11年度選抜では61,760人まで減少すると見込まれている（図1参照）。

入学者選抜については、H28年度選抜から原則3月の一般選抜に一本化して実施しているが、競争率は年々低下している。また、競争率が1.2倍以上である学校が50校程度で推移する一方で、二次選抜終了後にあっても志願割れとなった学校は年々増加し、R3年度選抜では60校となった。志願割れの人数はR1年度選抜から1,000人を超え、R3年度選抜には2,411人と大きく増加している（表1参照）。

このように、公立中学校の卒業者数が年々減少する中、府立高校における学区制の撤廃等により府立高校間で受験者の流動化が活発となったことや、各校の特色についての理解が十分浸透しなかったことなどから、公立高校の入学者選抜においては高倍率の学校で不合格者が多数生じている一方で、志願割れの学校が年々増加しており、二極化の状況が顕著となっている。

### **(2)支援学級に在籍していた中学校等の卒業生の進路及び府立高校に在籍する「障がい等により配慮を要する」生徒の状況等**



とりまとめ・

公表は秋頃予定

＊すべての障がい種を含む。

図２：中学校等支援学級に在籍する生徒の進学割合（大阪府・全国）の推移



表２：知的障がい等のある生徒の義務教育修了後の高校・高等専門学校への進学状況（R2.5.1現在）



図３：支援学級に在籍していた中学校等の卒業生の進路及び

府立高校に在籍する障がい等により配慮を要する生徒の状況

＊すべての障がい種を含む。



図４：知的障がい生徒自立支援コース及び共生推進教室の入学者選抜における倍率の推移

中学校等の支援学級に在籍していた生徒のうち、中学校等を卒業後に全日制や通信制の高校に進学する者の数は、大阪府、全国ともに年々増加しており、大阪府においては、この10年で4倍強となっている。一方で、支援学校高等部に進学する者の数は減少傾向にあり、大阪府においては、これらの傾向が全国に比べて顕著で、高校への進学割合は全国平均を28.4ポイント上回っており（図2参照）、知的障がい生徒自立支援コース（以下「自立支援コース」という。）及び共生推進教室以外に進学した生徒数は1,741名となっている（表2参照）。

また、府立高校に在籍する「障がい等により配慮を要する」と学校が把握している生徒数についても、若干の増減はあるものの増加傾向にある（図3参照）。

自立支援コースの入学者選抜倍率については、近年、全日制の府立高校の倍率（R2年度は1.16倍）と比べて高くなっており、2倍強で推移しているほか、共生推進教室の入学者選抜倍率は、1倍程度で推移している（図4参照）。自立支援コースで学ぶことを希望している生徒数に対して募集人員が少ないなど、府立高校全体での受け入れ体制が十分に整っていない状況にある。

**【参考】府立支援学校の児童生徒数**



図５：府立支援学校における児童生徒等の推移（旧大阪市立を含む）



図６：府立支援学校に在籍する知的障がいのある生徒数（推計含む）の推移

府立支援学校に在籍する児童生徒等\*、とりわけ知的障がいのある児童生徒は年々増加している。H25年度からH27年度にかけて新たな支援学校の整備を行ってきたが、その後も知的障がいのある児童生徒は増加を続けている（図5参照）。なお、児童生徒等については、H28年度に大阪市から移管を受けた旧大阪市立特別支援学校12校分の数を含んでいる。また、学校数については、移管以降、46校で推移している。

知的障がいのある児童生徒数の増加について、H28年度に算出した推計値と、H29年度からR2年度までの実績値を比べると、各年度の実績値が推計値を80～130人程度上回っている。また、R2年度に改めて算出した推計値では、R3年度以降、H28年度の推計値から毎年度130～180人程度上回る結果となっている（図6参照）。

\*府立支援学校に在籍する児童生徒等について

府立支援学校には、図6のとおり、大別して、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、病弱といった障がいのある児童生徒等が在籍する。

また、基本的に支援学校には、小学部、中学部、高等部が設置されているが、視覚障がい及び聴覚障がいに係る支援学校には、さらに幼稚部が設置されている。

## **２　府立高校等の課題及び取組み状況**

### **(1)府立高校における課題**

#### ①府立高校（全日制）における不登校や中途退学の状況



とりまとめ・

公表は秋頃予定

図７：府立高校における不登校者数や中途退学者数等の推移

府立高校における中途退学者数と中退率については年々減少傾向にある。一方で、不登校率は3%前後で推移しており、中途退学には至らないものの学校生活に困難を感じている生徒が一定数存在していると考えられる。

#### ②府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する状況



図８：府立高校（全日制・定時制・通信制）における日本語指導が必要な生徒数や

在籍する学校数の推移

H13年度選抜より、特別枠を設けて行う「日本語指導が必要な帰国生徒・外国人生徒入学者選抜」（ルビ付きの検査問題、辞書持込み等の配慮）を実施しており、府立高校における日本語指導の必要な生徒数は増加している。これらの生徒が在籍する学校数は40校を超えており、また、母語の数は約20言語にわたっている。加えて、これまで受入れ経験の少ない学校への少数散在化が進んでいる。

#### ③府立高校から児童相談所等への通告に関する状況



図９：府立高校から児童相談所等への通告件数（種類別）の推移



表３：R1年度におけるSSW配置校と未配置校の虐待通告件数の比較について

府立高校から児童相談所等への通告件数は増加傾向にある。分類別においては、性的虐待の件数は横ばいであるが、身体的虐待やネグレクト、心理的虐待、経済的虐待は、いずれも増加傾向にある（図9参照）。特に、スクールソーシャルワーカー（以下、「SSW」という。）配置校においては、SSW未配置校よりも虐待の通告件数は多く、SSWの助言等によって教員の福祉的な視点が高まっていることがうかがえる（表3参照）。

なお、児童相談所「等」には、市区町村が含まれており、SSWは府立高校と市区町村の連携における支援や、要保護児童対策地域協議会に教員と共に出席するなどの役割を担っている。

### **(2)府立高校等の取組み状況**

#### ①府立高校における不登校や中途退学の未然防止の取組み状況

府立高校における不登校や中途退学の要因としては、「もともと高校生活に熱意がない」「人間関係がうまく保てない」「学業不振」といった生活面や学習面における課題が上位を占めていることから、「中学校との連携」「人間関係づくり」「基礎学力の充実・定着」を３つの柱として、重点的に取組みを進めている。また、スクールカウンセラーをすべての府立高校に配置し、各学校における教育相談体制の充実に努めている。

高校生活に熱意がない

人間関係がうまく保てない

学業不振

不登校・中途退学の主な要因

中学校との連携

人間関係づくり

基礎学力の充実・定着

#### ②エンパワメントスクール（ES）の取組み状況



（アンケート回収数=1,186）

「30分授業で勉強に対する

苦手意識が薄れてきた」

「タブレットや電子黒板を使った

授業はわかりやすかった」

図１０：生徒アンケート（H30年度エンパワメントスクール1年次末アンケート）より

※生徒アンケートは生徒の実態及び課題を把握するために、毎年度末に実施

ESについては、「モジュール授業」「習熟度別授業」等の取組みや、SSWをはじめ外部の専門人材による支援等によって、生徒アンケートでは、「勉強に対する苦手意識が薄れてきた」と多くの生徒が回答するとともに、欠席及び遅刻者数等も減少するなどの成果があった。

一方、1年次の「学び直し」のための基礎科目と2年次の必履修科目の間で、難易度に大きな開きを感じて、学習意欲が低下する生徒や、上述の生徒アンケートにおいて各項目に否定的な回答をしている生徒もおり、学校間で生徒の学習に係る傾向の違いが生じている。

#### ③府立高校における日本語指導が必要な生徒に関する取組み状況



表４：日本語指導の必要な高校生（全日制・定時制・通信制）の中途退学率（H29年度）



表５：日本語指導の必要な高校生（全日制・定時制・通信制）の進学も就職も

していない者の率（H29年度）

府立高校における日本語指導が必要な生徒の中途退学率と進路未定率は、全国と比較するといずれも低い。とりわけ、中途退学率については、全高校生の数値が全国よりも高い状況であるにも関わらず、日本語指導が必要な生徒の数値は低い。これらの結果は、選抜における配慮をはじめ、外部人材の派遣、教員向け研修の実施等きめ細かな支援を行ってきた成果であると考えられる。

#### ④府立高校におけるセーフティネットを担う取組み状況（SSWの配置）



図１１：SSWの配置校数の推移

府立高校では、貧困や虐待等様々な課題を抱える生徒が多数在籍する学校に対してH26年度よりSSWを配置しており、配置校数については年々拡充している。一方で、児童相談所等への通告件数は一層増加する傾向にある（P9.図9参照）。福祉的支援を必要とする、あるいは支援を受けながら学校生活を送る生徒への学習支援体制の充実が求められている中、府立高校が社会的養護を担う機関や市区町村と互いの役割を調整・確認しながら協働する必要があり、SSWによる連携・支援等の必要性はますます高まっている。

#### ⑤自立支援コース等における取組み状況



表６：自立支援推進校生徒のアンケート結果比較（卒業時）

府立高校では、知的障がいのある生徒が高校でともに学ぶ機会を保障するため、全国に先駆けてH18年度より「自立支援コース」を制度化のうえ、現在、9校に設置しており、H30年度からは3校において募集人員を3人から4人へと1人増員している。

自立支援コースのある各校で生徒・保護者アンケートを実施したところ、各校とも高校生活に係る肯定的回答の割合が、近年いずれも高くなっている。

また、卒業生が当該校の「学習サポーター＊」を担う例がみられるなど、当該校の自立支援コースは、共生社会を担う人材の育成をはじめ支援教育力の底上げにもつながっている。

\*「学習サポーター」について

「大阪府学校支援人材バンク」を活用し、大学生等がボランティアとして知的障がいのある生徒の学習支援やコミュニケーション面のサポートを行う。

#### ⑥府立高校における通級による指導の状況



表７：府立高校の通級指導教室の設置校数及び通級による指導を受けた生徒数の推移等

H30年度より、府立高校4校に通級指導教室を設置し、発達障がいの特性のある生徒を対象として自校通級による指導を実施している。R2年度は、20人の生徒が指導を受けた。

一方、府内公立中学校の1年生から3年生のうち、発達障がいに関する通級による指導を受けた生徒の合計は757人であり、府立高校の通級による指導に係る体制を充実していく必要がある。

#### ⑦府立支援学校のセンター的機能の取組み状況



図１２：府立支援学校のセンター的機能による来校相談・巡回相談の回数の推移

府立支援学校におけるセンター的機能の一環である地域の学校等（幼稚園・保育所、小・中学校、高等学校等）を対象とする相談の回数については、学習指導要領改訂や障がい者差別解消法施行のあったH28年度をピークに緩やかな減少傾向にある。

知的障がい等のある児童生徒は、依然として増加傾向にあり、相談回数の減少等の背景には、相談をする側の課題認識や相談体制の不十分さがあると考えられる。



図１３：支援教育サポート校による相談件数・校数等の推移

また、支援教育サポート校\*においては、近年、相談件数は80件程度、相談校数は30校程度で推移している。府立高校全体の数に比べると相談件数等非常に少ないことや、高校に在籍する知的障がいのある生徒が増加傾向にあることを踏まえると、センター的機能の相談に係る状況と同様に、相談する側の課題認識や相談体制の不十分さがあると考えられる。

\*「支援教育サポート校」について

校内における支援体制や仲間づくり、教科指導等のノウハウを有する自立支援推進校等のうち、柴島高校、枚方なぎさ高校、松原高校、堺東高校の4校を「支援教育サポート校」と位置づけ、府立高校及び府内の私立高校への訪問・来校相談等を行う。H24年度から制度を開始している。

## **３　府内高校卒業者（全日制・定時制）の進路と就職内定率の状況**



図１４：府内高校卒業者（全日制・定時制）の卒業後進路の推移



図１５：高等学校卒業者の就職内定率の推移（全国・大阪府）

※国立・公立・私立の計（全日制・定時制）

高校卒業後の進路状況については、ここ数年、概ね大学等進学者が約6割、専門学校等進学者が約2割、就職者が約1割で推移している（P12.図14参照）。

就職希望者に対する就職内定率については、H20年度のリーマンショック以降、概ね改善傾向にはあるものの、大阪府など大都市を中心にH28年度以降、全国平均との差が開きつつある。都市部では、地方に比べ多様な就職先の選択肢があり、求人数（労働需要）も多い一方、内定率は全国よりも低い水準にとどまっていることから、キャリア教育などを通して、進路を自ら考え、主体的に選んでいく力を育成していく必要がある（図15参照）。

本章では、府立高校等における現状や課題について確認してきたが、人口減少等に伴い様々な課題が生じている一方で、引き続き、生徒や保護者からの多様なニーズに対応していく必要がある。次章では、どのような府立高校のあり方等が望ましいかについて、とりまとめていく。

# **第２章****府立高校のあり方等について　～公平性の観点から～**

高校等への進学率が98%を超える中（R2年度「大阪の学校統計」）、高校は将来の進学・就職に向けて極めて重要な役割を果たしている。一方で、知的障がいや発達障がいのある生徒が増加する中、支援教育の専門性を活用した生徒への配慮や支援の重要性も年々高まっている。

このような状況の中、激しく変化する社会にあって、生徒一人ひとりが自分の価値を認識するとともに、相手の価値を尊重し、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることを後押しすべく、生徒のニーズに的確に応えることができる、多様で柔軟な特色・魅力ある教育を実施できる仕組みの整備が重要となる。

以上を背景に、誰一人取り残すことのない教育をめざし、生徒の多様性に応じて、すべての生徒が安心して楽しく通える魅力ある環境を整えつつ、教育の機会均等の確保や、教育の質の向上をどのように図っていくべきかという観点から、前章での現状や課題を基にこれまでの審議の内容をとりまとめ、提言を行う。

## **１　全体を通しての考え方**

・府立高校等において、これまで実施してきた生徒支援等に係る様々な取組みを踏まえながら、「ともに学び、ともに育つ」教育の考え方が、障がいの有無にかかわらず、すべての生徒に関わるものであることを改めて認識したうえで、引き続き、生徒の多様性を認めて受け入れるべく、個々の生徒の状況に応じた学びの仕組みづくりやその学びを後押しする教職員や学校組織の活性化、外部資源の効率的な活用等が重要となる。

・これらを効果的かつ効率的に展開・実践するためには、生徒の多様性を踏まえた最も望ましい仕組みを検討することが必要となる。検討に際しては、「入口→内容→出口」という考え方を軸に、

入口：生徒のニーズに応えていく就学機会の確保

内容：生徒の多様性に対応した学習・支援機能の充実

出口：卒業後をみすえた進学・就職の支援

として、これらに関する府立高校等の共通課題について、重要性や必要性をとりまとめることを通して、「公平性」の観点から府立高校のあり方等を提言する。

## **２　生徒のニーズに応えていく就学機会の確保**

**○生徒の多様性への対応**

・一層進む生徒の多様性により適切に対応することができる府立高校となるよう課題の改善や新たな取組みを行うことが重要である。

・中学校等の支援学級に在籍する生徒が高校等に進学する割合が全国に比べ相当に高い状況等に適切に対応するため、共生推進教室の成果や他府県の事例を踏まえながら、「ともに学び、ともに育つ」教育について、インクルーシブ教育システム（※）の考え方を踏まえ、より具体的・実践的な仕組みで行う府立高校の設置や、府立高校と支援学校の併設等について、検討が必要である。その際には、自立支援コースや通級による指導、支援学校のセンター的機能等との相乗効果が発揮できる環境を整えていく必要がある。

・生徒の進路選択にあたっては中学校における進路指導が何よりも重要であり、府立高校等における支援の仕組みなどを理解できるよう、情報提供等の一層の取組みが必要である。

※インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされています。（障害者の権利に関する条約より）

**○学校の配置と募集学級数**

・これまで、府立高校の配置については、教育の普及及び機会均等を図りつつ、効果的かつ効率的な配置を行っており、今後も、学校配置を検討する際は、例えば、長い通学時間や高額な交通費等が生じることがないよう、公共交通機関の整備状況や地域の状況をはじめ、生徒の通学状況にも十分配慮することが重要である。

・また、全日制の募集学級数については、例えば普通科においては6～8学級を基本としながら設定していることを踏まえ、今後、志願者の多い学校の募集学級数については、生徒のニーズに応えることができるよう、公立高校全体の募集状況を勘案しながら弾力的に設定していくことが重要である。

・支援学校の配置については、児童生徒等の障がい種別、生活圏域や通学負担等のほか、各校の学習環境等を考慮しつつ、配置バランスの適正化等を図っていく必要がある。

## **３　生徒の多様性に対応した学習・支援機能の充実**

**○知的障がいや発達障がい等のある生徒への学びの支援等**

・知的障がいのある生徒の学びや支援等がより充実したものとなるよう、自立支援コースにおける取組みの成果を踏まえ、生徒支援の仕組みの充実等や支援教育サポート校の拡充に向けた検討が必要である。

・また、発達障がい等のある生徒への通級による指導についても、「高校卒業後の進路に向けて主体的に取り組むようになる」、「自己肯定感が高まる」といった効果が期待できるが、その体制が大幅に不足していることを踏まえ、拡充に向けた検討が必要となる。

**○様々な課題を抱える生徒への学びの支援**

・貧困や虐待等の様々な課題を抱える生徒の支援については、教員だけでは限界があり、SSWをはじめとする専門人材の活用が有効である。また、SSWによる巡回支援など府立高校全体をカバーしていく仕組みを検討することが重要である。

・また、学校復帰をめざす不登校生徒の学習支援として、Web会議システムなどを利用して、在籍校の授業やホームルームに参加できる仕組みを構築し、生徒の状況に応じてリアルタイムやオンデマンドで活用できるようにするなど、様々な新たな取組みを行っていくことも重要となる。

・生徒の幅広い多様性に対応するため、教員以外の保健・医療・福祉等の専門人材が府立学校全体をカバーしていく仕組みの整備や、インクルーシブ教育システムに係る技術的助言等を行う府立支援学校のセンター的機能に携わる教員や専門人材の拠点的な専任化を図る必要がある。

・併せて、これら取組みや支援学校で培われた専門性がすべての府立高校に行き渡るよう、府立支援学校のセンター的機能と支援教育サポート校や高校に配置されたSSW等とのさらなる連携強化を進めていく必要がある。また、地域の市町村や企業、NPO等と連携して、生徒を支援するプラットフォームとしての役割を担っていくことが重要である。

・中長期的な観点から、多様性への教員の対応力を府立学校全体で高めていくために、府立学校間等における教員の異動や育成に係る仕組みの確立について、検討を進める必要がある。

**○日本語指導が必要な生徒への学びの支援**

・日本語指導が必要な生徒への支援については、成果が出ている一方で、生徒数は年々増加傾向にあり、受入れ経験の少ない府立高校への少数散在化が進んでいる。それらの生徒のアイデンティティを育むことができるよう、その支援は、個別の学校に任せるのではなく、先進校を中心とする体制で実施するなど、支援体制の整備・充実を継続して検討することが重要である。

・また、学習の動機付けや学習意欲の向上を図るため、日本語指導・母語指導のできる人材や外国にルーツのある人材を配置してきたところであり、引き続き、地域の状況を踏まえつつ、大学等外部のステークホルダーとも連携しながら、長期・継続的な人材の育成・確保、一層効果的な配置を検討する必要がある。

・加えて、日本語指導のできる他校の教員がオンラインで支援を行う取組みや、同じルーツのある生徒同士をオンラインで結び、学校間で交流するなどICTを用いた取組みなどが進められており、引き続き、その成果を見極めながら、さらに発展させていくことが必要である。

**○エンパワメントシステムの充実**

・ESのシステムについては、生徒の多様なニーズに対応し、より効果的なものとするため、これまで統一的に実施してきた。しかし、学校間で定員充足率や生徒の学習に係る傾向に違いが生じている現状を踏まえ、各校におけるカリキュラム編成等の柔軟化や、生徒の自己実現を支援するための専門人材をはじめとする外部と協働した支援体制の拡充等について検討することが重要である。

・また、生徒アンケートなどにより成果や有効性が認められたカリキュラムや指導法、システムやメソッドといった機能について、引き続きESとして地域に担保することや、一般化して他の府立高校へ取り入れることの検討が必要である。

**○ICTの日常的な活用に向けて**

・GIGAスクール構想による1人1台端末の配備に伴い、年次進行で高速大容量ネットワークなどが整備される。教員・生徒がお互いに関わり合いながら築いてきたこれまでの教育実践の蓄積に加えて、新たにICTを効果的に活用して、個別最適な学びを組み合わせ、主体的・対話的で深い学びを実現し、教育の質を高めていくことが重要である。

・また、生徒が自ら考え自ら学ぶツールとして、また、配慮の必要な生徒への有効なツールとして、ICTを日常的に活用するためのスキームを段階的に進めていく必要がある。

・ICTを日常的に利活用できる環境の整備に向けては、人材の確保・育成、効果的な情報共有や各種サービスの実験的利用等に係る仕組みの検討も重要である。

## **４　卒業後をみすえた進学・就職等の支援**

・府立高校のすべての生徒が、卒業後の進学や就職等を見据え、社会の一員として求められる役割を果たすためには、入学当初からの系統的・継続的なキャリア教育を通じて、生徒一人ひとりの個性、能力を最大限発揮しながら、自ら考え、行動していくために必要な能力や態度を育てることが重要である。

・キャリア教育は、職業教育のみならず、授業・生徒指導・学校行事・部活動等、あらゆる教育活動を通して行われるものである。

・そのため、キャリアパスポートを活用するなど、3年間のキャリア教育、つまり、どのような生徒を育てるか、そのためにどのような取組みを行うか、教育活動との関連性等を一覧できるよう「見える化」しておく必要がある。

・現在、R3年度入試より大学入学共通テストがスタートするなど大学入試改革が進んでいる。今後、子どもたちを取り巻く社会構造や環境は、グローバル化の進展並びに人工知能技術をはじめとする技術革新等に伴い、急速にかつ大きく変革することが予想されており、このような予見困難な時代の中で新たな価値を創造していく力の育成が求められる。

・そのため、今後さらに、大学等と連携した共同研究や体験講座の実施を進め、大学等での学びに高校段階から触れていくなどして、生徒の進学に対する興味・関心やモチベーションを高めていくことが重要である。

・就職支援に関しては、生徒が卒業後の就業意識を高めるとともに自己理解を深め、進路を主体的に考えることができるよう、各校におけるこれまでの成果をベースに、それぞれが必要に応じて工夫を凝らし、例えば、キャリアコーディネーターなど専門人材からの助言や、民間事業者等との協働による進路ガイダンス、マッチングさらには定着支援など、民間の資源等を活用した仕組みを検討することが求められる。

・また、「すべての生徒」の進路選択の幅を広げ、進路を保障するという観点から、いわゆる「一人一社制」をセーフティネットとして維持しながら、「複数応募を可能とする仕組み」を新たに導入することを踏まえ、より一層生徒が主体的で多様な就職先の選択を行うことができるよう支援する必要がある。

# **後半の審議に向けて**

これまで、「公平性」をいかに確保していくかという観点から、審議を重ね、今回、これら審議結果をもとに、今後の府立高校のあるべき姿等について中間報告をとりまとめ、公表することとした。

本年1月の中央教育審議会答申「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」では、特色・魅力ある教育の実現に向け、高校の歴史や伝統、現在の社会や地域の実情を踏まえ、また、20年後・30年後の社会像・地域像を見据え、めざすべき高校像等をスクール・ミッションとして再定義するとともに、高校教育を入口から出口まで一貫・体系的に継続するために、「育成を目指す資質・能力」「教育課程の編成及び実施」「入学者の受入れ」に関する方針をスクール・ポリシーとして策定すべきとしている。

来年度、大阪市立の高校等が府に移管され、府市がこれまで培ってきた教育活動のノウハウなどを共有することにより、大阪の公立高校全体の質の向上が期待されるなど、大阪府立学校の教育も新たなステージを迎える。このような中、国の方針と歩調を合わせながら、よりよい社会の創り手と担い手を育てる教育をめざすとともに、子どもたちの持てる力をあまねく引き出し、発揮させることができるよう、「生徒のニーズに応えていく就学機会の確保」「生徒の多様性に対応した学習・支援機能の充実」「卒業後をみすえた進学・就職等の支援」を一層進めていくことが重要となる。

また、さらなるグローバル化や情報化の加速度的な進展等、変化が激しく予測困難な社会においては、子どもたち一人ひとりが、社会の形成に参画し、志高く未来を創り出していくために必要な資質・能力をはぐくむことが求められる。

大阪の教育がこれまで大切にしてきた「公平性」と「卓越性」の両立や「多様性」の確保の追求と、「ともに学び、ともに育つ」教育の考え方は、今後、時代や社会がどう変わっていこうとも、社会に開かれた持続可能な形で府民とともに発展させていかねばならない。本報告の内容を踏まえ、短期的に解決すべき課題と、中長期的に解決すべき課題を見据えながら、引き続き検討を進めることを望む。

本報告以降は、府民ニーズに応え、未来の大阪を、日本を、世界を担う人材を育成するため、今後の府立高校のあるべき姿等について、「卓越性」や「多様性」をいかに確保していくかといった観点からの審議を深めていく。

最後に、「中間まとめにあたって」で述べたとおり、本審議会においては、会期の前半で主に公平性を、後半で主に卓越性・多様性を審議することとしているが、最終答申においては、本報告に加えて、後半における「卓越性」「多様性」に係る審議内容も合わせてとりまとめを行い、公表していくこととしたい。

**【参考①】　これまでの審議の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 第1回（1月25日） | ●府立高校等の現状と課題認識について⇒府立高校・支援学校の現状や課題をデータで確認するとともに、これまでの取組みや成果についても確認⇒答申は、夏頃に中間報告、年末頃に最終報告を行うことを確認 |
| 第2回（2月9日） | ●ゲストスピーカーによるプレゼンテーション⇒「インクルーシブな学校をめざして」平野 府立松原高校校長⇒「小中学校の状況と府立高校への期待」勝良 太子町教育委員会教育長 |
| 第3回（3月22日） | ●多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について（Ⅰ）⇒府立高校におけるセーフティネットを担う取組みについて審議●ゲストスピーカーによるプレゼンテーション⇒「府立長吉高校の取組み」黒田 府立長吉高校校長 |
| 第4回（4月16日） | ●多様な生徒の就学機会の保障と学びのサポート等について（Ⅱ）⇒障がいのある児童生徒等に対する支援学校・府立高校での支援等について審議●ゲストスピーカーによるプレゼンテーション⇒「生野支援学校におけるセンター的機能について」国津 府立生野支援学校校長 |
| 第5回（5月18日） | ●ゲストスピーカーによるプレゼンテーション⇒学校法人清風学園 清風高校の取組み（平岡 校長）⇒学校法人大阪YMCA YMCA学院高校の取組み（鍛治田 校長）⇒学校法人札幌慈恵学園 札幌新陽高校の取組み（荒井 副理事長） |
| 第6回（5月28日） | ●中間とりまとめに向けて（Ⅰ）⇒これまでの議論の整理、中間報告の骨子イメージの確認 |
| 第7回（6月25日） | ●中間とりまとめに向けて（Ⅱ）⇒中間報告素案の検討（第1章を中心に） |
| 第8回（7月16日） | ●中間とりまとめに向けて（Ⅲ）⇒中間報告素案の検討（第2章を中心に） |
| 第9回（8月25日） | ●中間報告成案の検討●「卓越性」「多様性」の観点からの審議を開始（第9回以降） |

第9回以降「卓越性」「多様性」の観点から審議を行い、令和3年12月頃の最終答申のとりまとめをめざす

2-24

**【参考②】　ゲストスピーカーからの主な意見等**

○第２回から第４回まで

・大阪は地域の小中学校の支援学級等でで、障がいのある生徒が学んでいることが多く、そこで学んだ生徒たちは、高校でも一緒に学びたいという希望がある。

・障がいのある生徒への対応は、専門家の協力も仰ぎながら、校内できちんとしたチームを作ることや、チームで関わる場作りを、粘り強く行っていくことが大切である。

・自立支援コース、エンパワメントスクール、日本語指導の取組み等を、コンセプトとして大切に進めていくことで、学校における文化として根付いていく。

・学校における様々な文化については、学校外の方や、地域の方を大切にしながら創っていくことが大事である。

・小中学校での支援学級を希望する生徒は、以前に比べると大幅に増えている体感があるが、丁寧な指導により、進んで支援学級に入る生徒も多く、そのような生徒が府立高校に進学を希望するのではないか。

・キャリア教育について、3年次に大半を行うという体制をうまく転換し、早期から取り組んでいけば、目標を持った学びに繋がっていく。

・生徒からのSOSは、生徒指導案件をはじめ様々な形で出されるが、その機会を大事にすることで生徒に安心を感じてもらうことが大切である。

・学校で、生徒が安心できる居場所は異なっており、それを踏まえながら、色々な居場所を設けることが大事である。

・外国にルーツある生徒への支援について、保護者もどこに繋がっていいか本当にわからない状況を踏まえると、ネイティブ教員の果たす役割は非常に大きいものがある。

・エンパワメントスクールに入学する生徒については、「学力」の定義をもっと幅広く捉え、自信を取り戻して、やればできるという気持ち必要を持たせてあげることが大事である。

・色々な職種の方と連携するセンター的機能が支援学校にあるだけでなく、高校等にもあったほうがよい。

・多職種による生徒への支援を行う場合、生徒へのアセスメントをしっかり行うことはもちろん、その結果を確実に情報共有しておくことが大事である。

○第５回

・障がいのある生徒のことを他の生徒が良く理解し、先生に状況等をアドバイスできるような環境を作っていくには、お互いに親切であろうというような心構えなどを全校生徒に毎日話しかけ、お互いに力になってあげたいと思うような気持ちを育てることが大切である。

・様々な問題を抱える生徒への支援をできるだけ上手く進めるためには、自由に議論ができる教職員のチーム作りや、支援の方針を打ち出すことが大事である。

・ユニバーサルデザインによる情報の伝え方については、いきなり全てを行うのではなく、ポイントになるところを易しくする、学校に来た際に口頭で伝えるなど、様々な形を段階的に進めていくことが重要である。

・教員に対するインセンティブについては、「生徒がここまで頑張れた」「先生はこの取組みを一生懸命進めている」など定性的な点を重視し、しっかり認めてあげることが大事である。

・教員のICT利活用については、「できる範囲で」という対応をすることで心的安全性が高まり、生徒にとってプラスになるから使わないといけないと教員が思うことで、その利活用が確実に進んでいく。

・学校に、多職種・地域・行政等様々な人が入ることは非常に重要であり、そのことで良くも悪くも、学校に「揺らぎ」や「風」が起きるが、同時に教員の気づきも高まっていく。

・学校現場が変わることと、教員の気持ちが変わることはセットになっていると思う。現場での良い話に目を向けて広めていくことなどが非常に大切である。

・公立の学校経営が難しいのは日本全国どこでも同じで、その中でも、大阪は色々なことを工夫して頑張っており、大阪なら、既存の仕組みを見直すことができるのではないかと期待している。

2-25